

とちぎ食の安全・安心推進会議
(第13回) 議事録

1. 日 時 平成25年1月29日(火) 14:30~16:30

2. 場 所 栃木県庁本館6階大会議室2

(佐藤生活衛生課課長補佐)

それでは、ただいまから第13回とちぎ食の安全・安心推進会議を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます保健福祉部生活衛生課、課長補佐の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いたします。

それでは本日の予定を紹介させていただきます。まず開会挨拶の後、本日は「新たな食品表示制度の動向について」及び「食品企業における表示チェック体制について」の説明がございます。その後、議事に入りまして、質疑や意見交換等を含めまして、おおむね午後4時30分の終了を予定しておりますので、御協力をよろしくお願いたします。

次に、委員の出欠について御報告させていただきます。今委員と守友委員におかれましては都合により欠席ということでご連絡をいただいております。あと1名、大山委員がちょっと遅れているようですので、現在、16名の委員のうち13名の委員の御出席をいただいております。とちぎ食の安全・安心推進会議規則第5条第2項の規定に基づきまして、過半数の御出席をいただいておりますので、本会議が成立いたしますことを御報告申し上げます。

それでは開会に当たりまして、栃木県保健福祉部次長、山中晃より御挨拶を申し上げます。

(山中保健福祉部次長)

皆さん、こんにちは。保健福祉部次長兼保健福祉課長の山中でございます。

第13回とちぎ食の安全・安心推進会議の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

最初に、委員の皆様には、御多忙の中、御出席を賜りまして心から感謝を申し上げます。また日頃から食の安全・安心を初め、広く県の行政の推進に御支援をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

申し上げるまでもなく、食は私たちが健康で豊かな生活を送る上で欠かすことのできない大切なものでございます。食品の安全性を確保することは、県民の皆様様の生活の安全・安心の観点から極めて重要なことと存じております。東日本大震災による原発事故の影響に対しましては、食品の安全と安心をより一層確保する観点からモニタリング検査体制を強化しまして、安全な食品以外は流通させないという方針のもと、消費者への安全な食品の提供に努めるとともに、検査結果の正確で迅速な公表、専門家による講演会の開催など、県民の食の安全・安心の確保に向けた取り組みを積極的に推進しているところでございます。

県といたしては、引き続き関係部局と緊密な連携を図りながら、これらの取り組みを通しまして食の安全を確保し、県民の皆様様の不安の軽減、払拭に努めてまいりたいと考えてございます。

また、食品表示制度に関しましては現在、国におきまして制度見直し、食品衛生法、JAS法及び健康増進法、これらの三法の一元化に向けて、仮称ではありますけれども、食品表示法の法案提出の準備が進められております。

本日の会議では、この動きを踏まえまして、消費者庁の一元化検討会の座長を務めておられました宮城県産業技術総合センターの池戸重信様にお越しいただいております。新たな食品表示制度の動向につきまして、御講演をいただく予定になっております。また、食品企業における表示チェック体制につきまして、ハウス食品株式会社関東工場の櫻井昭夫様から御講演をいただくことになっております。お二方とも大変お忙しい中、快く引き受けていただきまして、この場をお借りしまして厚く御礼を申し上げます。

また本日の会議では、講演の後、本年度の食品衛生監視指導計画案等の議題を予定しておりますので、委員の皆様には忌憚のない御意見を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。本日の会議が実りの多いものとなることを祈念しまして、簡単でありますけれども冒頭の挨拶といたします。本日はよろしくお願いたします。

(佐藤生活衛生課課長補佐)

続きまして、会議次第の3、講演ですが、宮城県産業技術総合センター副所長兼食品バイオ技術部長で宮城大学特任教授の池戸重信様から「新たな食品表示制度の動向について」の説明をお願いしたいと思います。なお池戸様は、消費者庁食品表示一元化検討会の座長として御活躍され、昨年8月に公表された食品表示一元化検討会報告書の取りまとめに携わっております。

それでは池戸様、よろしくお願いたします。

(池戸宮城県産業技術総合センター副所長)

皆さん、こんにちは。きょうはお招きいただきまして、どうもありがとうございます。今御紹介をいただきました池戸と申します。昨年の3月まで宮城大学の食産業学部というところにおりまして、本来その所属なのですが、震災復興の手伝いということで、御紹介いただいた研究機関のほうに今は参っているところで、二束のわらじを履いているような状況で仕事をさせていただいています。

きょう御説明する内容は、先ほど御紹介いただいた一元化の検討会、これは約1年間、12回にわたり、延べ33時間以上議論をした経緯を50分で話すということですので、大筋の、このような動きになりますよという検討会の報告書を中心に御説明をさせていただきます。

本日の話の中身ですが、1番目に表示の機能と制度の変遷、2番目として、現行制度の枠組みと申しますか、今どうなっているのかということと、それを踏まえた一元化の必要性。3番目に、消費者の方は表示に対してどういう意識か、消費者庁がWeb調査でアンケート調査をしましたので、その結果。4番目が検討結果の中身と、今後のスケジュール。5番目に今後、特に食産業企業等に求められる対応ということで、こういう筋書きでお話を進めさせていただきます。

まず、「食品表示の機能と制度の変遷」ですが、食品の表示ですので、食品すなわち食生活のことを書いてございます。これは健全な食生活という言い方をしまして、健全の中には健康なども含まれていますが、それを実現するためには食品及び、それに関連する必要な情報が不可欠であると。

表示とは何なのかというと、食品の供給サイドからの情報伝達の重要な手段の一つであるということで、別に表示だけではなくて色々な媒体があるかと思えますけれども、現在は極めて重要な位置づけになっています。

それから表示の役割ですが、まず消費者からすると、ぜひ知りたいという情報を知ることができる。それから逆に供給サイドからすると、ぜひこれは知っていただきたい、そういう情報も伝えられる。ある意味では両方にとって非常に重宝な媒体です。

ただし、食生活が非常に多様化するということで、知りたい情報そのものも変化してきたということです。

それで、今非常にわかりづらい、複雑だということを言われていますけれども、どうしてそういうことになったかという背景ですが、まず、消費者ニーズそのものが非常に多様化しています。

それからもう一つは、供給サイドの形態が変わってきていて、昔は極端な話、裏の畑・田んぼでとった食材をお母さんが調理して出していました、今は食産業という100兆円の産業になっている。自動車産業が中古車とかレンタルも含めて15兆円程度ですから、もの凄く大きな産業になっているんですね。逆に言うと、国民の生活を支えている重要な産業になっています。そこが効率化を追求すると、競争ももちろん激しい。そうすると、生産から消費までのフードチェーンが多段階化して複雑化します。昔は特に生産者、一次産業の分野は、自分の家そのものが農業をやっている家が多かったと思いますが、今は産業という形なので、特に生産から消費の間の距離が遠くなってしまったということです。遠くなるということは、不安感が増大するということになりますので、それを払拭するには情報提

供が必要という状況になるわけです。

情報提供についても、昭和30年代、40年代半ばぐらいまでは個人の小売店が多くありましたので、言葉によって信頼を得ていたわけですが、だんだん大手のスーパーさんなどが増えてきて、無言による販売となると、表示に依存するということになります。

もう一つは、産業振興という観点から、国産品と海外品との差別化をするということで、特に原産地の表示というのを振興施策として導入する。このようなことも、表示の対象、項目が増えたという背景にあります。

それから国際的調和です。国際ルールに従って、食品そのものの流通が国際化していますので、そのルールに従うということ。

それからもう一つは、偽装表示が時々起こるということで、そのたびに規制が強化される。こういった幾つかの要因の中で、非常に複雑でわかりづらい制度になったということです。

まず制度そのものを法律の面で見ますと、食品衛生法、JAS法、健康増進法、この三つの法律が今度、表示についてだけ一つになります。これ以外にも景品表示法とか計量法とか、いろいろありますが、この三つを挙げているのは、食品の表示に特化した法律がこの三法なんです。ですから、それを対象にしましょうというのが一つです。

この三法を見てみますと、食衛法は昭和22年、JAS法が昭和25年、それから健康増進法の前身の栄養改善法が昭和27年、いずれも戦後すぐにできました。このときの法律の趣旨としては、恐らく、表示についてよりも、そのほかの目的です。特に戦後の非衛生状態を改善するというので食衛法。それからJAS法は、JASマークの制度で、品質のレベルを上げましょうという目的。栄養改善法は、文字どおり戦後の栄養改善を図ろうという趣旨で、表示はそれほど重視されていませんでした。

ずっと飛びまして、昭和35年に牛肉の大和煮の偽牛缶事件というのがありました。牛缶を買った主婦がふたをあけてみたらハエが一匹入っていたということで保健所に届けたということです。ところが、ハエの問題は別として、肉がどうもおかしいということで調べたら、鯨の肉だったと。その問題を起こした企業そのものも架空みたいな会社だったのですが、ほかの牛肉の大和煮をつくっている会社を27社調べたら、牛肉を使っていたのは2社しかなかった。今ではとても考えられない。ところが、その当時はそれが商習慣として当たり前みたいな時代だったんです。多分それが引き金になりまして、昭和37年に景品表示法ができました。それから、昭和43年に消費者保護基本法ができました。恐らく、昭和35年の高度成長のちょうど真ん中に起きたあの偽牛缶事件が、戦後、食品に対する消費者の見方が量から質に変わったターニングポイントを象徴する事件だと思います。

それが引き金になって消費者保護基本法ができて、それがまた引き金になりまして、昭和45年にJAS法が、それまでは食品の品質の基準だけだったのが、品質の表示に関する基準という制度ができました。それから、全ての添加物の義務づけとか。特に平成に入ってから、次から次へといろんな制度が加わっております。製造年月日表示から期限表示へ。それから特保の制度が、平成3年です。平成10年代に入りますと遺伝子組換えの表示、アレルギー、栄養機能食品の表示基準制定とか。それから栄養改善法が平成14年に健康増進法に変わりました。平成16年には消費者保護基本法から消費者基本法に変わって、保護から自立へという形になります。自立するためにはいろんな情報提供をしていただかないと自立できない。そういうことも今回の見直しの一つの前提にあるわけです。

ずっと下りまして、平成20年。今までは消費者向けだけだったのが、業務用の食品への表示の義務づけ。これは、ミートホープの事件が平成19年で、あのときは偽装の問題が沢山あった年でございますので、それが引き金になって業務用も対象となったということです。次から次へと加わることはあっても、減ることはないということで、これがまた消費者にとって非常にわかりづらい。

さっき三つの法律をここに書きましたが、JAS法で義務表示になっている項目、それから食衛法の対象になっている事項、それから健康増進法ということで、それぞれ目的が違いますので、当然、義務表示の対象項目も違う。それから真ん中でダブっているものもあるので、非常にわかりづらい。これを

今は一括表示という義務づけになっていますが、それぞれの法律で根拠が違います。それプラス、栄養表示、特保のマーク、これ以外にはリサイクルのマークとか、色々な表示が加わっています。

これは宮城県で学生に調べさせたものですが、しょうゆのラベルの75年と95年、20年間でどう違うかという項目をずっと並べたものですが、15項目の中で、やっぱりずっと増えています。例えば「商品の特徴」については倍に増えています。バーコードも増えました。それから、語句（特選・うす塩）。注意表示が増えたのは、このちょっと前にPL法ができた、そういうこともございます。

これを実際のラベルで見ると、企業にとっては商標というのが非常に重要ですけども、昔は二つつけることができたのが、2000年代に入ると一つにせざるを得ない。ほかの表示項目がいっぱい追加されているということで、こういう状況になったということでございます。

罰則も平成14年に大幅に強化されました。それまでは、これもいろんな段階を経て最終的には罰則が変わるんですけども、個人も法人も50万円以下という軽い罰金だったのが、法人は1億、それから個人の場合、懲役もかかる。表示に対して何でこんなに厳しいのかというようなこともよく言われたんですけども、逆に言うと、そのように今は重要な位置づけになっているということです。

それから一番厳しくしたのが公表です。これは企業にとっては命取りになるわけです。昔は、ある段階を経て公表だったんですけども、平成14年の改正によって、弾力的にということで、悪質な場合は即公表という形がとれると。このような規制の強化になったということでございます。

これは警察庁が毎年発表しているもので、検挙事件数です。衛生事犯と、それから表示の偽装を分けて書いていますが、例えば平成19年は表示の偽装事犯は4件だったのが、2年後の平成21年には34件になっています。それから検挙された人も21人から100人を超えています。企業も2社から31社。非常に大幅に増えていますよね。これは、別に悪いことをしている人が増えたわけじゃなくて、規制が強化になったということです。ミートホープの事件が平成19年に起こりましたので、警察も取り締まりを厳しくしたということです。逆に言うと、取り締まりを厳しくすればするほど、このような不本意な対応をしている方がいるということが実態だということもわかるかと思えます。

今回の表示の検討会の中で、表示の機能というのは果たして何かという議論がございまして、こういう言い方をしています。表示の機能というのは、適切な商品選択のための情報提供。要するに、商品を選ぶときに役に立つ、そういう情報提供の媒体だということが一つ。それから実際にその食品を摂取する段階での安全性の確保。要するに安全性の確保と、それから商品選択ということです。

何を置いても、まず安全性の確保が最優先という考え方です。そのときに、食品の安全性の確保という言い方じゃなくて、「実際にその食品を摂取する段階での」という言い方をしている。これはどういうことかという、例えばアレルギー物質。アレルギー物質の場合は、多くの人は特に影響がない。むしろ栄養素補給の媒体として重要なので、別に安全でないものではないわけです。ただしアレルギーを持っている消費者からすると極めて安全性に関係するものですから、食品の安全性という言い方じゃなくて、「摂取する段階での」という正確な言い方をしたということです。

それから見直しが何で必要かという、先ほど言ったように、食生活をめぐる状況の変化。これは多様化とか高齢化。それから色々なほかの情報媒体があります。そういった状況の変化。それから国際的な動向です。こういったものを背景にして、やっぱり見直しましょう、そういうことになったわけです。

2番目の「現行制度の枠組みと一元化の必要性」ですが、まず、法律がバラバラで、目的がそれぞれごとに違っている。ここが非常にわかりづらいわけです。だから物理的に一本にして、重複部分とか用語の使い方が統一されるということだけでも、非常にわかりやすくなります。

その努力は、今まで、例えば厚労省と農水省で共同会議ということでやってきましたが、役所が縦割りになっていますので、その成果としては、期限表示の中で賞味期限と品質保持期限が一つになったなどがありますけれども、根本的な統合というのは無理だったということです。

これが消費者庁ができる以前の制度の仕組みですが、それぞれの省庁で所管が違いますから、食衛法、健康増進法は厚労省。それからJAS法は農水省ということで、企画立案・執行もそれぞれ別個でやっ

てきました。ただし、内容の改正や、制度を新しくつくるときには第三者的な機関として薬事・食品審議会とか、共同会議とか、そういったところで諮問・答申、というやり方でやってきたというのが消費者庁以前のシステムだったわけです。

平成21年9月に消費者庁ができて、食品の表示に関しては一元化されたわけです。その時点から企画立案と執行も基本的には消費者庁が一本で。ただし消費者庁というのは新しい省庁ですので手足がない。特に執行部分がないので、執行については関係省庁と連携してやりましょう、そういう仕組みです。

それから諮問・答申の組織として、法律に定められた消費者委員会というものができました。ここで色々な基準づくりとか議論をしたということでございます。私が座長をさせていただいた一元化検討会はどこに属するかというと、消費者庁の中の、消費者庁が事務局となっている委員会でございます。検討会です。消費者委員会というのは立派な、正式な委員会ですけれども、ここは事務局がまた違うんです。かつ、ここでの議論で結論が出なかった課題を私どもの委員会のほうにお願いされているという状況の中で議論が進められた、そういうことでございます。

まず消費者基本法の話をもっと最初にしても、消費者基本法から保護がとれたということで一番大きなことは何かというと、消費者の権利が明記された。これは基本理念として書かれています。八つの基本理念。安全が確保される。必要な情報を知ることができる。それから商品とかサービスについて適切な選択を行える。運悪く、万が一、被害を受けたときは被害の救済を受けられる。それから教育を受けられるんですね。意見を反映できる。それから利益の擁護と増進、こういったことも書かれています。恐らく先進国の中では割合、権利を書くために改正されておりますので、新しい国のほうに入るかと思えます。世界的に見ても、立派な権利が明記された法律だと思います。これはある意味では企業サイドも頭に置いておかななくてはいけない中身なんです。

それから消費者基本法に基づく消費者基本計画。これは閣議決定ですから、全省庁が合意をした中身になっていまして、その中に、計画が果たしてどれだけ進んでいるかというのを検証、評価する、そういう項目がございます。ここがほかの基本計画などと違って特徴的なところですよ。

例えばその中に加工食品の原材料の原産地表示、これを着実に拡大するというのが明記されています。ここは担当が決まっています、消費者庁ですよ。そのガイドラインをつくって普及しましょうというのは農水省。それから、期限表示を消費者にわかりやすく周知徹底しましょうというのも消費者庁。それから遺伝子組換えとか添加物とか、国際的動向で新しい色々な情報を踏まえて研究をしましょうというのは消費者庁。それぞれ所管が明記されていて、かつ、どこまで進んだかということも書かれています。原産地表示については継続的、それからガイドラインについてはもう実施済みとか。ある意味では進捗状況の通信簿みたいなものが書かれています。ですから、この計画はほとんど毎年改正されて、一番新しいのは去年の7月に改正されたということです。

同じ基本法で食品安全基本法。ここには基本理念が三つ書かれていまして、その中の一つに食品供給工程の各段階において必要な措置を適切に実施。これは安全性確保に関してということでございます。

別の言い方をすると、食品供給工程というのはフードチェーンという言い方で見てもらえばいいと思います。フードチェーンの各段階というのは、全ての段階において必要な措置。要するに食品そのものが、箱根の駅伝のようにたすきを渡す、そういう状況で消費者に渡っていきますので、10人の走者がいた中で一人でも不適切であれば安全性が伝わらないということですので、2番目の基本理念のところではフードチェーン全てにおいて適切な措置と。

適切というのは何かというのはここには書いていません。それは責務という部分がございます。三つあるんですけれども、そのうちの二つは、まずは安全性の確保については、食品関係事業者の責務として一義的な責任がありますよというのが一つ。それから重要なのが2番目でして、安全なのは当たり前だけれども、それだけじゃなくて、正確かつ適切な情報の提供に努力してくださいということも書かれています。要するに、こちらが安全なことであれば、こちらは安心、信頼のこととして、ここに表示

とかトレーサビリティのことが書かれているということでございます。

それから直接、食品安全基本法の中では表示について明記されていまして、表示が食品の安全の確保に関して重要な役割を果たしていることから、適切な運用の確保。それから情報を正確に伝達するために必要な措置を講じなければならないというのが第18条というところに書かれています。

同じ基本法で、食料・農業・農村基本法。この中にも食料の消費に関する知識の普及及び情報の提供。これも表示のもう一つの対象になる、そういうことが書かれています。

それから食料・農業・農村基本計画。これも閣議決定されているものですが、その中に消費者の信頼の確保というところで、加工食品等における原材料の原料原産地の義務づけの拡大というのがはっきり書かれています。

先ほどの消費者基本計画と同じことが書かれているんですけども、ここの法律に基づく背景は、国産のものところをちゃんと見てくださいよ、海外のものとは違うということですね。そういう振興的観点からここに書かれているということでございます。

先ほど言いました一元化の検討会ですが、消費者庁ができてから2年目の、おとしにスタートした検討会です。それまでに、先ほどの消費者委員会などかを通じて、表示についての課題を把握したこと、一定の課題の把握の成果が得られたことから、色々な分野の意見を踏まえながら検討していただきましょうというのが一元化検討会の趣旨でございます。

まず一元化のイメージですが、三本の法律が全部一セットになると誤解されている方がたまにおられますけれども、そうではなくて、この法律の中の表示の部分だけを抜き出して一本にするということでございます。ですから、当然のことながら三つの法律も、新しい表示法ができた段階でここが抜かれますので、改正されます。細かく言うと、JAS法は食品だけじゃなくて林産物の表示も書かれていますので、そこの部分を残すのか、こっちのほうへ持ってくるか、その辺のところの細かい話もあろうかと思いますが、いずれにしても、表示のところだけを一元化するというところでございます。所管も、この部分だけが消費者庁ということでございますので、食品衛生の監視とか、それからJASマークの制度とか、あるいは…健康増進法は基本的には、特定保健用食品も含めて消費者庁が関連しますけれども、そのところは従来どおりまだ残る、そういうところでございます。

同じようなものをちょっと詳しく書いたのがここでございます。表示と法律と府令、今度は内閣府令になりますので告示ですね、この辺ではやっぱり分けていまして、法律のところにはあまり細かいことは書かずに、細かい基準、規格みたいなものは府令、告示のほうで書かれる。このようなイメージになっています。

委員会のメンバーは、全部で16人です。検討会が1回から12回。その間に中間論点を整理しまして、意見交換会とかパブリックコメントを求めております。延べ33時間を超える議論をさせていただきました。最終が去年の8月3日で、8月9日に報告書が出たということです。表には出ていないかもしれませんが、恐らく8月10日に長官の任期が切れて交代されるということで、多分このぎりぎりのところで報告書をまとめられたのではないかと思います。

3番目に、「食品表示に対する消費者の意識」のWeb調査の結果です。これは1,000人を対象にしてやりました。

まず、選ぶときに何を参考にしているか。まず、価格。それから期限表示。それから原材料。この辺が多い。一番少ないのはアレルギーで、アレルギーは3割ぐらいですけども、だからといって重要でないということではないわけです。

あと、それぞれの項目について、参考にしている理由は何ですかというのを書いていまして、安全性と品質ということを頭に置いて見ている方が多いということが言えるかと思います。

わかりやすさから言うと、名称とか内容量がわかりやすい。アレルギーがわかりづらい。これは半々ぐらいです。

わかりにくい理由は、文字が多いため、小さくてわかりづらいというのが圧倒的です。今は原則8ポ

イント以上の字の大きさにしてくださいということですが、今は単身生活の人が多くいますから、表面積全体が小さくなっています。150平方センチメートル以下のものについては5.5ポイント以上であればいいんですが、5.5ポイントは相当小さいです。8ポイントでもまだ小さい。65歳以上の方が集まったところで聞いてみると、14ポイント以上じゃないとわからないというんですね。そういう大きい表示というのは、スーパーを探しても、どこにもありませんでした。けれども、ここは非常にニーズが高いということを頭に置いた検討が進められました。

字を大きくすると、情報量が少なくなります。ですから項目を絞って字を大きくするほうがいいのか、小さい字でも多くの情報を載せるほうがいいのかというと、大体3対1の割合で、絞ってでも大きくしたほうがいいという答えが多かったということです。

ほかの媒体でもっと詳しく説明できないか、と聞いたのが下のところでございます。できるだけ多くを表示でやってくださいというのが半分。それから表示以外のものでもよいというのが半分。ちょうどこれは半々です。ではどういふものがあるかという、例えばQRコードで携帯とかパソコンでと。そのようなものも一つの方法ですが、そういうものを使えない方もおられるわけです。そういう方は、やっぱりこちらのほうで表示してくださいということで、全てを満足するようなやり方というのはなかなかない。

これからが報告書の中身です。まず目的ですけれども、いろいろ議論がございまして、最終的には先ほど言いましたように、まず安全性を最優先。それで選択のときに役に立つ、そういったものをやる。目的はできるだけ簡単にしたほうがいい。そうでないと、新しくいろんな法律が改正されたり、制度ができるたびに、法律の目的に縛られますので、できるだけ簡明にしましょう、そういう話です。

用語の統一は、さっき言った三つの法律が一つになれば、わかりやすくなります。例えばJAS法と食衛法ですが、食衛法の場合は通知マターが非常に多いんです。保健所の方なんかは衛生小六法とか、いっぱい通知を見なきゃいけない。どこが根拠かよくわからないというんですね。そういうことがありますので、根拠を整理して、ルールを一覧化してわかりやすくしましょうと。そういうのが設けられております。

あと、情報の重要性の整序。今回の見直しの基本的な考え方としては、できる限り多くの情報を表示させることを基本に行うよりも、より重要な情報がより確実に消費者に伝わることを基本とするということです。ただし、今までの色々な議論を踏まえて義務表示などはできていますので、その辺は十分配慮した形で検討しなきゃいけない。それから字の見にくさというのは、字の大きさだけではなくてコントラストとか、そういうのも当然あります。ですから視認性という言い方をしているんですけれども。ただ、そうは言っても、字が小さくてわかりづらいという意見が多いですから、一括表示を少し緩和して、ほかのスペースでも書けるようにするとか。あるいは商標、先ほどのマークがありましたけれど、ああいうものが非常に大きければ、それに比例して、ほかの字も大きくするとか、こういったことも検討する。具体的にどうするかというのではなくて、検討しましょうという形になっております。

それから義務表示の範囲。これは義務表示項目の範囲のことですが、本当に必要な情報かどうかというのを検証しましょうということです。検証という考え方を入れました。まず安全性確保というものは最優先なんですけれども、そのほかのものについては消費者によっても違いますので、現行の制度について一回、レビューという言い方をしていますけれども、検証して、優先順位の考え方を導入しましょうというのが特徴でございます。

あと、国際的な動向も踏まえるということです。

先ほど言った表示以外の媒体はどうかということで、二次元コードとか、それからポップ表示とか。メリットもありますけれども、それぞれデメリットもあります。この辺は時間の関係で割愛させていただきます。

それから、義務だけじゃなくて、事業者による自主的な取り組み、これが非常に重要です。義務づけ以外でも消費者と事業者の信頼関係の構築。要するに、両方にとってハッピーなわけです、表示という

のは、両方で相談しながらどういう表示がいいかと。任意の表示への取り組みも積極的にやるべきだというのが一つ。それからあとは、表示を活用するのは消費者ですので、消費者の方に表示の活用の仕方とか見方、そういうのをわかりやすく普及啓発する。これもやらなければいけないということが本文中にも書かれています。

あと、中食とか外食は今のところ対象になっていません。いろんな事情がございまして、メニューが変わるとか、人を介して説明できるとか、そういうことがありまして、原則は、結論としては今までどおりということです。ただしアレルギーについては非常に影響度が大きいので、これについては別途、専門家的なところで検討しましょうということです。場合によっては中食、外食のところもアレルギー表示が義務化になる可能性もあり得るということでございます。

あとインターネット。今はいろんな販売形態があるので、これも別途、専門家を交えてやるということと、自動販売機については非常になじみ深いものが売られていますので、これは現行のとおり、今までどおりでいいのではないかなという書き方になっております。

それから栄養の関係です。栄養表示につきましては色々な議論がございましたが、基本的にまず栄養についてはイコール表示制度ということではなくて、栄養施策ありきというのが第一にあるわけです。その中の一環として表示制度、そういう位置づけになるかと思えます。じゃあ栄養政策はどうかというと、ご案内のとおり厚労省のほうで健康日本21という目標値を定めた計画の第一次が終わりまして、昨年7月に第二次が出ています。その中の九つの対象分野の中に栄養・食生活、それから身体活動・運動という、対象になっている分野がございまして、全部で90項目の目標値を定めています。

この一つ、栄養・食生活関連のところを抜き出したんですが、今の日本の栄養状態はどうかといいますと、BMIの物差しで、男性の場合は20代から60代の3割が肥満に属すると。逆に20代の女性のやせが約3割です。こういう極端な現状値になっております。10年後に31.2を28にする、やせを29から20にする。こういう目標を掲げています。31から28は、ハードルが低いと思われますけれども、黙っているとずっと増えるというトレンドからすると、これでもハードルが高いということです。

あと食塩の摂取量。これは今は10グラム未満になっていますが、8グラムにするということになっております。

それから新しい指標で、今までなかったような指標として、食品中の食塩や脂肪の低減に取り組む食品企業及び飲食店の登録数です。要するに企業、飲食店の取り組みも一つの物差しにしまして、現状が14社、約1万7,000店舗を100社、3万店舗にしましょうと。そういうものを掲げています。

それからもう一つ、栄養関係の取り組みについては平成12年、2000年3月に、これも閣議決定された食生活指針という10項目がございまして、そこに色々な分野の取り組みが書かれています。その中で、例えば食生活改善分野というのが厚労省で、栄養士の方の取り組みが中心に書かれています。ここにも栄養成分表示の普及などが既に書かれています。それから企業の取り組みとしてエネルギーとか栄養素等の情報の提供ということで、人の口あるいは表示でやるということが、既に10年以上前から一応取り組みがなされているということでございます。

栄養表示の国際的動向ですけれども、昨年5月にコーデックスという国連の委員会の食品表示部会のほうで、あらかじめ包装された、容器包装の食品については栄養表示を義務化すべき、そういう方向がもう出ております。これは5月ですけれども、7月の総会で合意がもうされているということで、諸外国で言えば、アメリカは既に導入。そのほか、南米の国々あるいは中国、インド、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、こういったところでも義務化がもう進められる。あとEUもおとし11月に、5年後をめどに全面義務化が示されているということでございます。

これについてどうするかという議論がございまして、まず対象品目は国際的な動向も踏まえて包装された加工食品を対象にして義務化ということと、対象事業者に適用除外は行わないということです。当

初は生産量が少ない品目商品、例えば年間1億個以下ぐらいで、平均して国民が一つぐらいしか食べないようなものは、影響度が少ないから例外でもいいのではないかというのがありましたが、ある企業のある商品が非常に好きな人からすると影響力があるわけなので、例外は行わないと。ただし零細な事業者は例外扱いというような言い方になっています。

それから、対象とする栄養成分。これは環境整備の状況を踏まえて施行までに決定しましょうということです。環境整備は後ほど御説明しますが、ただし、コーデックスでは5項目です。エネルギー、それから三大栄養素とナトリウムということです。そのほか、飽和脂肪酸とか糖類です。

表示値の設定としては、まず今までないものを書き込まなきゃいけないので、もちろん分析値でもいいんですけども、それだと非常に対応が難しいということで、計算値の導入も認めるということです。

それから許容範囲がプラスマイナス20%という基準に今はなっているかと思いますが、それを上限だけにしてもいいのではないかという話とか、数値じゃなくて幅表示でもいい、そういう前提で義務化ということです。

環境整備の条件ですけれども、まずは現行の制度の栄養表示でございますが、速やかに今の基準を見直して、先ほど言った5年後に義務化するという前提の中で改正しましょう、そのような動きになっております。

それから消費者に対して栄養表示の利活用の仕方とか意味、それを十分認知していただくということが重要でございます。例えば表示するというのは加工食品とか外食であっても…要するに中食、外食以外に家食というのが当然あるわけで、自分で調理して御家庭でつくる料理についてもどのぐらいのカロリーか、あるいはどのぐらい食塩が入っているかということです。ご飯一膳が大体何カロリーなのか、あるいはみそ汁一杯で食塩がどのぐらい入っているかぐらいは、ある程度常識的にわかるような教育啓発を推進していかないと、表示の制度をつくっても…トータルで見なきゃいけない。

それから一回一回じゃなくて数日間でコントロールできるということと、実際に売られている製品と表示の数値とは必ずしも一致しないということも、十分知っていただく。要するにここは食育の部分なんです。食育というのは多省庁にまたがります。文科省、厚労省、農水省。だから、なおさらちょっとぼやけているところがあるんですけども、このような状況を機会に、関係省庁との連携によって普及啓発をする。

食品標準成分表というのがございまして、公的なデータベースですけれども、あれも充実させる必要があるということです。特に加熱した食品などを充足して加える。そういうような取り組みも環境整備の一環にあるかと思えます。こういった支援ツールを充実することによって、企業サイドにとっても取り組みやすく導入しやすい、そういう環境整備が必要だということでございます。

そういう環境整備ができた段階で義務化してもいいのではという話もあったんですが、色々と議論があって、結論としてはまず原則は5年以内に義務化するということです。ただし、環境整備の状況を踏まえて決定する。このような言い方に、報告書はなっております。

それから、加工食品の原料原産地表示。これは相当時間をかけました。加工食品の原料原産地表示については、今まではJAS法の制度に特化していました。要するに品質の差異、そこが一つの物差しだったんです。今回三つの法律が一緒になりますので、別に品質に特化することはないわけです。ということなので、一回リセットした形で、果たして原料原産地の別の視点の物差しとして、基準として何かないか、そういう議論がされました。ですが、最終的には合意に至りませんでした。

これはどういうことかという、例えば消費者庁の事務局の例示に対し、こういう観点品質以外にもあるんじゃないですかと出そうとすると、それはいかにも消費者庁がいずれ規制をするようにミスリードするおそれがあるという意見があった。

そうすると結局は抽象的な概念の中での議論にならざるを得ないということで、合意に至らなかった。したがってこれについては、先ほど言ったように、確実に義務化するという閣議決定が二つも出ていま

すので、それを前提として、別途のところで議論しようという話になったわけでございます。

中食、外食、それからインターネット。これについては別途、対象とするかどうかは検討を行うということ。それから遺伝子組換え表示とか、そのほかのところでパブリックコメントとか、いろいろ多くの意見が出ておりますので、そういったものも別途検討しましょうという話になっております。

スケジュールですが、当面のスケジュールはこういう形になっております。まず法律そのものを再来月、3月いっぱい国会に上げるというのが閣議決定されておりますから、尻が切られています。これまで法制局と消費者庁の間で法案が検討され、それから閣議決定されないと法律が国会に上がりませんので、閣議決定というのは全省庁から意見をもらって合意しないと閣議に上がりませんので、もうそろそろ関係省庁、全ての省庁に法案の説明あるいは意見を求めて協議というのが始まって、一月ぐらいかけて、それがまとまった段階で法律が国会に上がるということになると思います。

そのほか、先ほど幾つか検討事項というのがありましたけれども、それも同時並行で進められています。

検討会の取りまとめが8月に終わります、今はこの段階です。法案が多分3月中に出されるということで、恐らく6月、7月ぐらには法律が制定されて公布。公布してから一般的には1、2年の猶予期間を置きますので、それで施行される。ただし、基本的なことは、ここにありますがけれども、具体的な基準、規格というのはその下の内閣府令とか告示という形になりますので、それがちょっと遅れる。少なくとも栄養表示は5年以内ということですから、大体5年ぐらにはこのような形です。ただしそれ以外のルールについては、基本的には今までのものが緩くなったり強くなったりというのではなくて、基本的には今までのものがそのまま実質は移行すると思われま。法律の条文がどこに書かれるかというのは変わっても、基本的には変わらないだろうということでございます。

ただし、先ほどのように優先順位をつけるとか、字の大きさをどうするかというのは、検討の結果を踏まえて。消費者委員会のほうで結論が出た段階で追加されて、施行されてくる。項目、対象によって、施行の時期がその都度設定されてくるだろうと思います。

最後に「今後食産業企業等に求められる対応」ですが、今は法制局、各庁と協議をしておりますので、今年度中にまずは色々検討します。消費者庁は検討していること自体を消費者、事業者にも、いろんなルートを伝えて知らせることが重要かと思えます。規制がかかってから、特に小さい企業さんが「こんな規制になったんですか」と後から慌てるのではなくて、できるだけいろんなルートで今の動きを伝える。当然、消費者が活用するわけですから、消費者の方にわかりやすく周知徹底する、こういうことが必要かと思えます。

それから、事業サイドとしては表示というのはデータ管理ですので、正確かつ適切なデータ管理を推進していく。特にトレーサビリティの考え方で、トレースバック、トレースフォワードができるような仕組みをそれぞれの企業が持つ必要がある。先ほど言ったように、バトンタッチで言うと自分のところも非常に重要なフードチェーンの中の一つの役割を果たしているわけですので、川上、川下のことも考えて、自分のテリトリーのところ、要するに原材料を購入してから後、自分の会社の中、それから納品先まで、ここが自分のテリトリーですので、このトレースフォワード、トレースバックですね。かつ、食品だけでなく、食品に関連する情報、これの管理がまさに表示の部分に当たりますから、それをきちっとやってもらわなくてはならない。

あと、何回も繰り返しますが、消費者に正確な理解と活用をしていただくように、やはり普及啓発を。これは全省庁、役所だけでなく、企業それから学校なども含めて、食育に関連するところが総意でやって、理想的には先進国である日本が非常に立派な食品表示の制度を持った国だと、しかも実効ある形でやられているということ誇れるような、そういう仕組みにしていきたいというのが私の願いでございます。

ということで、非常に早口で大ざっぱな話でございましたけれども、私の説明は終わらせていただきます。御清聴どうもありがとうございました。

(佐藤生活衛生課課長補佐)

池戸様、大変ありがとうございました。

御質問等につきましては、次の説明とあわせてお受けしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

続きまして、実際に食品表示を作成していらっしゃる事業者として先進的な取り組みをしております、ハウス食品株式会社関東工場品質課長の櫻井昭夫様から、「食品企業における表示チェック体制について」の御説明をお願いしたいと思います。ハウス食品の関東工場は、佐野市栄町にあります佐野工業団地内に設置されております。

それでは櫻井様、よろしく願いいたします。

(櫻井ハウス食品株式会社関東工場品質課長)

ハウス食品関東工場で品質課長をやっております櫻井と申します。よろしく申し上げます。

今回、実際に関東工場で行っています表示に関する現場の話をしてほしいということをしていただきまして、関東工場だけでは当然できておりませんので、本社の品質表示課のメンバー、西の力をかりまして、報告をさせていただきます。

お手元の資料順に説明させていただきます。短い時間ではありますが、1番としてハウス食品のパッケージ表示に関する考え方。2番目に表示作成及びその確認の流れ。あと、できた製品につきまして、日々の製造現場でどのような表示チェックをしているか。今回は賞味印字、それに関しての実例を挙げて説明させていただきます。

まず、パッケージ表示も品質と。これは我が社のホームページにある内容ですが、当社の品質担当役員、田口のほうが出ておりますけれども、この中に「品質保証部は、ものづくりから、パッケージ表示や広告内容等、お客様のお手元にお届けするまで、各プロセスでの品質について権限と責任を持っています」ということです。製品については中身だけではなく、表示、それも全て品質と捉えまして対応を行いますという宣言をさせていただいています。

先ほどもいろんな法律が出てまいりましたけれども、我が社でもいわゆるJAS法、食品衛生法、健康増進法以外に、薬事法であったりPL法、または商標であったり、著作権であったり、都道府県の条例であったり、これらを全て網羅した表示を確認しているということになっております。

2番目に、簡単なハウス食品の表示作成、確認の流れを説明させていただきます。製品ができる場合には、当然、製品の設計部門がございまして。製品設計を行った後に試作品ができるわけですが、試作品のできる過程でもありますけれども、品質アセスメント。これは実際に製品を使ってみて、または確認して、本当にそれが当初の設計どおりにできているかということだけでなく、お客様に対して何か不具合はないだろうかということ。あと使用について問題はないかということを確認して、そこに問題がないということになりますと、次にその設計はゴーだという形になりますので、それについて表示案を作成していくこととなります。

表示案につきましては、製品の概要がアセス等を含めて決定しますと、例えば売り方も絡んできますので、その製品のコピー、商品のコピー。いろんな表示がありますけれども、キャッチフレーズなどを考えます。それが本当に根拠のあるものなのか、資料は提示できるのか、客観的な表示があるのかというところを、資材部門であったり、研究部門であったり、そういう資料を根拠にコピーをつくるわけです。

また、それ以外に原材料であったり、製品の配合面であったり、保存方法であったり、注意事項等がありまして、法律にかかわる部門も含めて、表示案を作成いたします。そのときに我が社では商品情報統合データベースにそれらの原材料情報や、包材の情報などを登録しまして、配合・法規業務支援システムに内容を入れることで自動的にチェックするシステムを持っております。それに基づいて表示作成の確認を行いまして、作成チームがデザイン部門、企画部門と合わせて作成をいたします。できた表示案につきましては研究部門が確認いたしまして、最後に表示の確認チームによって法令の確認をして、QAP会議へ。パッケージの品質の最終確認をする会議と聞いておりますが、この会議を行うことでゴー

ということになります。

なぜこのような仕組みをつくったかというところを申し上げますと、実は2008年12月に我が社は麻布十番カレーというレトルト食品を世に出したわけなんです、そのときの裏面にアレルギーの表記漏れ、例えば乳が入っているのに乳というのが出ていないということで、製品回収を行った事例が発生しました。そのときの教訓をもとに、表示の作成のときの組織に問題があったのではないかとということで、2009年4月に品質保証部内に表示課というものを新設しております。

もう一つは、人が見ていたということで、法律は日々変わっていきつたりしますので、どうしても見落とし等が出てしまうということがありましたので、配合・法規業務支援システム、別名キューベルと名づけているんですけども、そういうのを導入いたしまして、人を介したチェック漏れを防ぐシステムを導入したのが2011年になります。

組織の見直しにつきましては、品質保証部の中に表示課というところができまして、表示の作成から表示のチェックを行うと。表示の作成段階から品質保証部というところがチェックするというようにしております。

もう一つは、先ほどキューベルという配合・法規業務支援システム、横文字じゃなくて漢字にすると難しいんですけども、製品の設計部門もキューベルを利用して法律をチェックしながらつくっていく。要するに最後の表示案をつくったときにキューベルを活用するのではなくて、製品設計の途中から法規を確認することで、最終的に抜け漏れのない設計が、表示ができるようにしてございます。

先ほどの組織の見直しにつきまして、全体で品質保証部、表示課は何人かと申しますと、7人という形になっております。作成チームが3人、確認チームが3人。今までは作成する人が確認していたということがどうもあったみたいなので、作成する人は作成をします。確認チームがそれを確認する、確認だけをする。分けることで間違いのないパッケージ表示をつくるという形です。当然、作成のチームは企画であったり研究部門であったり、あと法令を確認する。先ほどのソフトを使いながら法令を確認するという形をとっております。確認チームにつきましては、当然、同じソフトを使うわけですが、別の視点から。作成のときから携わっているとどうしてもチェックが甘くなるということがありますので、別の視点から確認するという形になっております。

2番目に、配合・法規業務支援システムの導入につきましては、これは導入前の表示確認なんです、一応、商品情報統合データベースというのがもともとありまして、それには規格の情報であったり、原料のいろいろな情報、あと配合の情報やその他、注意点とか、いろんな情報はもう既に載っておりました。それをもとに表示データをつかって、確定をしておりました。そういうときに品質保証部はチェックしていたのですが、そこは全て人で確認をしておりました。そうしますと、ベテランはそんなに抜け漏れはないけれども、昔大きな間違いをした人はそこを重点的に確認できるので間違いはなくなるとか、どうしても人によってチェック制度にばらつきがあると。そういう反省から、先ほど新たに導入したシステムということで、配合・法規業務支援システムができた。

先ほど申し上げたとおり、製品開発のところもそれを見にいけますし、製品開発の途中からも表示を気にしながら何度も見る。いろいろな法律の抜け漏れなく表示データをつくりまして、最終的に品質保証部の表示確認チームによって表示データが確定されるという形になります。

これが我が社のプライムバーモントという製品の品質表示にかかわる内容で、どの部分がどの法律にかかわるかを図解させてもらったものです。先ほどの景品表示法についてはどこが影響しているのか、この部分は京都府の条例がかかわってくるのか。この辺の使用上の注意がかかわるとか。赤い点々は健康増進法にかかわるところ。ここは栄養表示であったり、使用方法についてはPL法が絡んでいるということであったり。ありとあらゆる表示に関して法律、法規制を十分網羅した表示にするために、このようにいろんなところを。例えばカロリー50%オフと書いていますけれども、これは本当に裏づけがあるのかということも含めて、表示をつくっているということになります。

次に、製造現場での表示チェックというお話を少しさせていただきます。こうしてつくったパッケージ

ジの製品を、製造現場ではそのとおりの、表示どおりの製品をつくるというのが使命でございます。今回は数ある中から賞味印字をどのように管理しているかというのを簡単に説明させていただきます。

まず製品スタート時ですけれども、試作品的に賞味印字を打っていきます。この紙が指示書になっていますので、「2013. 12. 15/C (TS) □」と。□は時刻印字です。時刻印字が我が社ではA、B、C、Dというアルファベットです。スタートを確認しますと、2013年12月15日。Cは、ハウス食品ではAは0から1時だから、夜中の朝2時から3時につくった製品だという形になります。これについては指示書と一字一字チェックをする。チェックの仕方まできちっと決まっております。実際にこの部分のフラップを切り取っておくことで、間違いないというのを確認しています。

これは印字機なんですけど、ここにインクジェット装置というのがございます。ここからインクジェットで印字するわけです。ここにカメラがついておまして、間違いないように、ドット抜けまで確認できるようになっております。その後、実は、さらに進んでいきますともう一つカメラ検査装置がついております。これはあるなしのチェックというよりは、一字抜けまではチェックできるという精度なんですけれども、この機械に何らかの異常があったときに通してしまうんじゃないかということで、別系統でもう一個、カメラ検査装置をつけております。これによって印字ミス等が発生しないことを考慮しています。

もう一つは、そうした検査装置で排出されても、人が入れてしまうと…過去に苦い経験がございまして、ここに排出されるわけです、印字が不良なものは、どんどん。それを、この辺のカバーがついていないときに、どんなことがあったかはわかりませんが、確認しながら戻しちゃった人がどうもいるんじゃないかということがございました。もう製品はどこからも入れられません。先ほどのこの部分で印字していますけど、ここから先は全てカバーがついておりますので、製品にもし何か異常があつてここに排出された場合は、これを入れるところがございませぬ。するとどうなるかという、全て解体するしか手はないんです。何か異常があつてどんどん排出されても、これを入れるところがございませぬので、印字不良品が流れることはございませぬ。

さらに印字不良製品については、印字してからのりづけするという工程が中にあるんですけれども、印字不良を検出した場合は排出できるんですけれども、それにプラスしてのりづけをしないという排出機能を持っております。のりづけしないということで、フラップ不良、フラップが飛び出した場合にセンサーで排出するという機能を持っておりますので、二重に排出すると。ここに物が確実に通ったというセンサーもありますので、排出記録と、ここを通ったという記録が1対1で必ず確認できるという方法も持っております。二重、三重の関所を設けまして、印字に関しては確実に不良品が外に出ないという状況を持っております。

当然、スタートとか途中でとまったとき、この期間は全部排出する機能とか、いろんなトラブルについても二重の手だてを持っております。これは印字についてですが、ウエートチェッカー、情報どおりにつくっているかということも同じような形で、二重、三重の関所を設けているという状況になります。

段ボールも同じようにこんな印字をしているんですけれども、ここに印字装置がありまして、このカメラで確認しております。重いので排出する場所はございませぬけれども、カメラ検査装置により停止します。これを取り除かないと製造機械は起動できないことになっておりますので、これを取り除くことによって、段ボールのほうの印字不良が流れないという形をつくっております。当然、流れないのでこれも解体という形になります。

こういう形になりましてから、解体が非常にふえました。ラインを安定させて誤作動をなくすというのが工場の大きな命題になっております。

以上でございます。

(佐藤生活衛生課課長補佐)

櫻井様、ありがとうございました。

それでは、最初の池戸様、それからただいまの櫻井様の説明につきまして、何か御質問等ございましたらお受けしたいと思います。よろしく願いいたします。御質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、以上で講演を終了させていただきます。

池戸様と櫻井様におかれましては会議終了まで出席していただける予定でございますので、後で御質問等があれば、議事の中でも質疑、意見交換のときに出していただければお受けいただけることになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議事に入ります。この後の進行につきましては、石井会長さんをお願いいたします。よろしくお願いします。

(石井会長)

皆さん、改めましてこんにちは。

きょうは冒頭、お二人の特別講演をいただきました。「新たな食品表示制度の動向について」、宮城県産業技術総合センターの池戸様。そして、ただいまの「食品企業における表示チェック体制について」、ハウス食品の櫻井様から御講演いただきました。本当にありがとうございました。

食品表示の一元化ということですが、今までいろんな法律があつての表示とチェック体制ということでした。食品衛生法上の問題とかJAS法、それから農薬取締法、いろんな法律が多々ありました。そういう中で今回は消費者庁のほうで一元化していただけるということで、大変ありがたく思っております。

またハウス食品さんには三重、四重のチェック体制をやっていただいているということで、きょうは更なる安心をさせていただきました。

お二人の先生には最後までいていただけるということで、御助言、御指導のほど、よろしく願い申し上げます。

食品表示につきましては、きょうもお話にありましたようにアレルギー問題ということで、お手元に毎日新聞の1月23日の記事がございます。小学生の女の子が給食に含まれていたチーズを誤って食べてお亡くなりになったという事件は、記憶に新しいところだと思います。頻繁にアレルギー問題、そしてまた表示の問題、学校給食の問題が色々と出てきます。そういった中で、私たちも大変心配しているところがございます。

県では、この会議でも御意見をいただいて策定した「とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する基本計画」の2期計画に基づきまして、食品表示の適正化の推進を図るために、事業者や消費者を対象とした各種事業を実施していると伺っております。本日は食品表示一元化の対象となっている食品衛生法、JAS法、健康増進法の三法に関連した県の取り組み、平成25年度の食品衛生監視指導計画案が議題になっております。委員の皆様方には、残された時間が大変短くて恐縮でございますけど、忌憚のない御意見や御助言をお願い申し上げます。簡単ではありますが御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速、議事のほうに入らせていただきたいと思います。

4、議題(1)食品表示適正化の取り組みにつきまして、最初に、県の取り組みのうち、食品事業者に対する適正表示の取り組みについて、事務局から御説明をお願いいたします。

(田辺生活衛生課長)

生活衛生課でございます。食品事業者に対する適正表示の取り組みについて、御説明させていただきます。

資料ナンバー3の1ページをごらんください。

まず1の概要でございますが、食品表示制度は食品衛生法、JAS法、健康増進法など、複数の法律で規制されております。本県ではとちぎ食の安全・安心条例に基づく基本計画でございます2期計画の施策目標に食品表示の適正化の推進を掲げて、積極的に推進をしているところでございます。

次に、2の食品表示に関する本県の担当課につきましては表に示したとおり、食品衛生法は当生活衛生課、JAS法と景品表示法はくらし安全安心課、健康増進法は健康増進課、計量法は計量検定所と、複数の箇所分散している現状でございます。

3の保健所で行っております食品衛生法と健康増進法に関する食品事業者に対する適正表示の取り組みについて、御説明いたします。

まず(1)各保健所、今は各健康福祉センターと言いますが、そこに相談窓口を設置しまして、食品衛生法及び健康増進法の表示相談を受け付けておりまして、指導項目としては、食品衛生法は食品添加物表示やアレルギー物質表示などを、健康増進法では栄養表示等の指導を行っております。

続いて(2)事業者に対する監視指導でございますが、栃木県食品衛生監視指導計画に基づく監視を実施しまして、あわせてその際に表示の確認を行っております。

2ページをごらんください。

平成23年度の監視の実績でございますが、表にお示ししましたとおり、食品製造業及び販売業者、合計で23年度は4,601施設を監視しまして、そのときに食品表示のチェックも行っております。チェックした食品数は、経験上でございますが、一施設あたり約10件から50件程度の食品のチェックを行っております。

続いて(3)食品表示適正化強化月間ですが、毎年8月と12月を強化月間と定め、各種の広報媒体を活用して食品表示の正しい利用方法等をPRするとともに、(4)食品表示を所管する関東農政局及び県の関係機関と合同で販売店への立入検査を実施しております。23年度の実績につきましては85店舗を調査し、そのうち80店舗において期限表示や添加物表示が欠落した食品などを発見し、改善指導を行いました。

続いて(5)ですが、事業所における適性表示推進の核となる人材育成のため、平成23年度から表示に関する研修会を開催しまして、23年度は132名が受講されております。受講した企業の皆様からは大変好評をいただいております、これからも続けてまいりたいと思っております。

続いて3ページの(7)県政出前講座でございますが、食品表示の見方等をテーマに毎年実施しておりまして、23年度は7回実施し、248名が受講されております。

(8)その他でございますが、本県では食品等自主回収情報公表制度に基づいて、事業者からの自主回収報告を受けたときは、その回収情報を県のホームページで公表するなど、自主回収への支援を行っております。23年度につきましては県内事業者から16件の報告があり、そのうち表示に関するものは7件、また他自治体からの情報提供が161件、そのうち表示関係は73件でございます。

中段の円グラフと表には、平成21年度から23年度までの3年間に本県が受理した食品等の自主回収の理由をお示しいたしました。何といたっても表示欠落や誤記の、食品表示にかかるものが全体の約50%を占めているのが実態でございます。

4の課題でございますが、表示の不適正事例が後を絶たないことから、引き続き事業者に対し、適正表示の推進を図るための取り組みの強化が必要と考えております。

以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

続きまして、JAS法等に基づく適正表示の取り組みにつきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

(黒田くらし安全安心課長)

くらし安全安心課でございます。

資料の4ページをごらんください。

1の食品表示適正化の取り組みですが、くらし安全安心課におきましてはJAS法及び景品表示法を所管しておりまして、事業者に対する適正表示の指導啓発、消費者への食品表示の相談啓発等を実施し

ております。県の組織改編が平成22年度にございまして、県の消費生活センターと本庁組織を一体化して、くらし安全安心課の中に消費者行政推進室を設置しておりますが、その際、JAS法がくらし安全安心課の所管となりまして以降、景品表示法との一体的な事務執行を行っております。

下の一覧表が22年度、23年度、24年度のJAS法及び景品表示法の指示を行った実績でございます。景品表示法につきましては、食品に関するもののみ抜粋しております。JAS法と景品表示法と、両方にまたがる事案が多く見られますので、そういった意味では効率的な執行ができていくところではあります。

2のJAS法に基づく食品表示適正化に関する事務の(1)法律に基づく事務でございますが、まずアの違反事業者に対する指示等として、不適正な表示の改善指示、指示に従わない場合の命令、指示及び命令をした旨の公表を行っております。指示に従わない場合の命令につきましては、実績はございません。

5ページをごらんください。

イの事業者に対する報告徴収、立入調査等でございますが、法に基づく報告徴収、立入調査につきましては近年実績はございませんが、食品事業者については法に基づかない任意の調査を一般的に実施しております。実績としましては平成22年度が17件、23年度が25件、平成24年度につきましては12月末現在で20件、実施したところでございます。

(2)食品表示に関する監視・指導としまして、アの食品表示110番につきましては、くらし安全安心課と7カ所の農業振興事務所の間にホットラインを設置しまして、食品表示の監視指導等を行っております。受付実績につきましては記入のとおりですが、平成24年度12月末現在ということで、前年度同時期と比較しますとやや多くなっているという状況でございます。イの食品表示合同監視につきましては、先ほど御説明がありましたとおり、強化月間にあわせて実施しております。

(3)食品表示に関する普及啓発でございますが、アで食品事業者のコンプライアンス確立に向けた研修会の開催ということで、平成21年度以降、実施しております。平成24年度は3月6日に開催を予定しております。

そのほか、一般消費者への食品表示制度の理解促進セミナー、また食品表示制度研修会等への講師派遣、啓発資料の作成、配布等を実施しているところでございます。

6ページ以降は、平成24年度に行いましたJAS法及び景品表示法に基づく指示の事例を参考に挙げさせていただきました。こちらにつきましては鹿沼市の有限会社東西食品に対しまして指示を実施したところでございます。違反の内容としては、こちらの業者は漬物製造販売の業者でございますが、原料原産地が中国産であるラッキョウの甘酢漬けを原材料に製造して、国産と、事実と異なる原料原産地表示をして、一般消費者向けに販売していたものでございます。また、あわせて、国産または国産野菜であることを強調する任意表示を実施していたという違反でございます。

7ページはその商品の一覧表と、8ページが違反の商品の写真でございますが、右側の上のところは原料原産地の表示の部分で、あと表面のほうにあります商品の脇に国産とか国産野菜と書いてあるものが違反の強調表示というものでございます。

今後とも食品表示の適正化に努めてまいります。

以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

それでは、ただいま、県の取り組みにつきまして御説明いただきました。御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

はいどうぞ。よろしく申し上げます。

(小久保委員)

今、池戸先生のお話を聞きまして、国が食品衛生法、JAS法、健康増進法を一元化していこうということですが、栃木県はどうもそうではないらしいと。私がいる東京都も監視課で今、一元化されてい

るという話を聞いてきましたので、栃木県は今後その辺をどうするのでしょうか。それからほかの府県はどういうふうになっているか、教えていただければと。

(石井会長)

課長、よろしくお願いします。

(田辺生活衛生課長)

やはり一元化法ということになれば、消費者にとっても事業者にとっても当然一元化したほうがベターと考えますので、そのために今現在、庁内各課で集まりまして情報交換を。また3月に一元化案が出ますので、それに向けた事前の取り組みとして意見交換会を行っております。既に北関東両2県が一元化しておりますので、その流れなのかなというのが保健福祉部の考えでございます。

例えば茨城県では生活衛生課で三法を担当しておりまして、群馬県でも食品安全局で担当しておりますので、東京都とあわせて三つとも食品衛生法を所管しているところで現在担当しているということです。そのような先進的な自治体の取り組み等を参考にしながら対応していきたいと思っております。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

小久保委員、よろしいですか。

(小久保委員)

栃木県は衛生行政が全国でも進んでいるという認識を私は持っていますので、一つ、よろしくお願ひしたいと思います。

(石井会長)

くらし安全安心課長、何かありますか。

(黒田くらし安全安心課長)

生活衛生課ともども、庁内で検討させていただいております。いずれにしましても県民にとって一番よい方法にしていきたいと考えております。

(石井会長)

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

久保委員、お願いします。

(久保委員)

栄養士会の久保です。

一元化については、ぜひ。私が体験した職場でも、言葉の統一で相手にとってすごくわかりやすくなるということもあって、表示の一元化はもの凄く大事だと思います。

その中で、栄養表示というのが出ていました。栄養表示を記入するに当たり、これから大変な作業になるかと思っております。例えば栄養表示の中にナトリウムというのがある、ナトリウムだけで表示されている食品と、括弧して食塩相当量というのが入っているものがある。さっきのハウスさんのものには食塩相当量が入っていますが、入っていないところがすごく多いんです。池戸先生にお伺いしたいのですが、そういったことも含めて統一するという事で理解してよろしいのでしょうか。

(池戸宮城県産業技術総合センター副所長)

栄養表示につきましては、どういう項目を対象にするかというのがまずあると思っております。いずれにしてもわかりやすく、消費者の方が日常の食生活のときに利用できるようなものを。

今、ナトリウムのお話が出ていましたけれども、消費者委員会のほうでもその議論が今までになされていまして、ナトリウムだと一般の人はわかりづらいと。食塩相当量のほうがいいんじゃないかという話があったんです。ただ、食塩を使っていないものでナトリウムが含まれているものもあるんですね。食塩相当量だけでいいのか、あるいは両方併記のほうがいいのか、その辺も含めて検討するという形になっております。

(久保委員)

そういうことがあった場合、栄養について専門的に学んだ人材というのを県のほうでも活用していただければと。そういう体制を整えていただければ非常にありがたいなと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

どうぞ、竹内委員。

(竹内委員)

今の栄養表示の問題ですけれど、生協の場合、この頃は栄養表示を求める声が大きくなっています。それからアレルギーの問題、二つが非常に大きくて、なおかつ、わかりづらいというのが大きいものですから、そのあたりを消費者の目線に立って、どういう表示にしていくかというのをお考えいただければとっております。よろしく願いいたします。

(石井会長)

どうもありがとうございます。

県のほうから何かありますか。よろしいですか。ありがとうございます。よろしく願いします。

どうぞ、ほかにございますか。

長尾先生、お願いします。

(長尾委員)

先ほど一元化ということについての議論があったんですけれども、最終的には県民のためということで、ここでいろいろな議論をしていると思うんですが。

私は、何回かこの会議に出席する中で申し上げているんですけれども、ここで対象にしている県民というのは宇都宮市民を除いているということがしばしばあったと思います。先ほど紹介していただいた書類の中で、市や国との協議会を設置して、情報の共有や意見交換を行っているというようなことがありますけれども、食という意味では県と市という壁を取り払って、本当に一つの組織で監視したり、安全を守る取り組みというのが非常に重要なんじゃないかと思うんですけれども、その辺についての認識と、今後の協議会を中心とする取り組みのことについて聞かせていただけますか。

(石井会長)

いかがでございますか。

課長、お願いします。

(田辺生活衛生課長)

ただいまの長尾先生の御発言は恐らく、宇都宮市が中核市になっておりますので、食品衛生法的には県と宇都宮市は行政区が違うというような現状がございますことからだと思います。過去にいろんな説明をした中で、そういう区分けをしなければいけない部分もあったかと思いますが、今回のことにつきましては当然、県民のためにやることでございますので、宇都宮市とは常に連携して調整しながら。後ほど来年度の監視指導計画案についても御説明しますけれども、計画の段階からさまざまな調整をして、すり合わせをしながらつくっております。今回のことについても内容的には全てすり合わせ済みでして、市と調整しながら同じ形で進むようにやっていきたいと考えております。

(石井会長)

ありがとうございます。

ほかにございますか。

増淵委員、何かございますか。

(増淵委員)

私の立場から言うと、この法律を守る立場ですので、コンプライアンス違反しないようにやっていく

ということが重要だと思います。かなり私は受け身の感じで聞いております。ただ消費者目線で…

例えば、我々が一番問題にしているのはアレルギーなんです。アレルギー表示についてはいろんな意見もあるんですけども、私ども小売業者はアレルギー表示をしない商品をつくらせてくれと言われた場合は、そういうものもつくっているわけです。アレルギー表示せずに商品をつくるのは難しく大変です。非アレルギーの商品をつくるために、製造工程の全てで優先的にやっていくわけです。なおかつ、当社の中でアレルギー検査も当然やりますので、出荷する48時間以内に全部の検査を終えて確認するという、非常に大変な作業です。今日の会議はどちらかというと施行する側の立場でおっしゃっていることが多いんですけども、我々としてはそれを守っていく大変さもあるということだけお話しさせていただきます。

(石井会長)

ありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、もう一つ議題がございますので先に進めさせていただいて、その後でまた時間があれば御意見を賜りたいと思います。

(2) 平成25年度栃木県食品衛生監視指導計画案につきまして、事務局から御説明をお願い申し上げます。

(斎藤生活衛生課食品安全推進班長)

それでは資料4でございますが、食品安全監視指導計画につきまして、御説明させていただきます。この監視指導計画につきましては、食品衛生法第24条に基づきまして毎年作成しております。平成25年度版の案が作成できましたので、概要を説明させていただきたいと思います。

まず、お手元の資料でございますが、資料4の1枚目を開いてみていただきたいと思います。目次がございます、その中で全体像としましての内容がごらんいただけるかと思っております。全部説明できませんので、新たに追加したり、あるいは改正した部分を中心に説明させていただきたいと思っております。

早速3ページをごらんいただきたいと思います。

監視指導等の実施体制及び関係機関との連携に関する事項としまして、(3)のエの部分ですが、こちらの部分を新たに設けました。昨年8月に県内で開催されましたスポーツ大会におきまして、弁当を原因食品とする発症者が400名を超える大規模な食中毒事件が発生いたしました。これを受けまして、大規模イベント開催に伴って多数の弁当などが提供されますことから、関係部局及び関係市町と弁当発注等の情報の共有化を図りまして、関係する製造施設の効果的な監視指導や開催者に対する食中毒防止の啓発を行うこととしました。

次に、4ページをごらんいただきたいと思います。

中ほどの3、重点監視指導事項の(1)のア、ノロウイルスの項目でございます。昨年末から大流行しているノロウイルスについて、これによる食中毒が旅館などで発生しますと大規模化の傾向があります。調理従事者を介して食品の二次汚染が問題になっておりまして、食品等の衛生的な取り扱い、正しい手洗い、吐物等の適切な処理のほか、特に調理従事者の健康管理が重要でありますことから、調理従事者の健康管理について重点的に監視指導、それから周知徹底に努める内容に改正いたしました。

同じく4ページのウ、腸管出血性大腸菌の項目でございます。昨年8月の浅漬けを原因食品とする死者を伴う食中毒事件が発生していることから、浅漬けの衛生規範、大量調理施設衛生管理マニュアルが遵守されるよう、浅漬けやカット野菜の製造施設に対する監視指導を徹底する部分を追加いたしました。

次に、5ページでございます。

(2) 食肉等の生食に関する項目でございます。平成23年の生食用食肉の規格基準及び表示基準の制定に続きまして、昨年は牛の肝臓の生食用としての販売を禁止する規格基準が制定されたところでございます。また、豚などの獣畜や家禽の食肉や内臓の生食は危険性が高いことから、牛の肝臓を生食として提供しないよう監視指導を徹底するほか、豚などの獣畜や家禽の食肉、内臓についても必要な加熱

を十分行うような指導を徹底する、こういう内容を追加いたしました。

次に、(3) イベント等の開催に伴い提供される食品の衛生管理に関する事項になります。先ほども触れましたが、昨年8月の大規模食中毒を受けまして、大規模イベントで食品を提供する関連施設への監視指導を行いまして、食品衛生上の危害を未然に防止する。こういった項目を新たに設けました。

次に、(4) 放射性物質に関する事項です。こちらは平成24年度から設けている事項であります、検査する食品につきまして、優先順位をつけて実施しているものを具体的に列記いたしました。

次に7ページに飛びまして、第5の食品等の検査に関する事項の(4)、一番上でございますが、食肉等の食中毒菌汚染実態調査についての項目でございます。県内に流通している食肉、食鳥肉の食中毒菌汚染実態調査を実施しまして、得られたデータを活用して、説得力のある指導を行い、食肉等の生食や過熱不十分によります食中毒の発生防止に努めるために新たに設けた項目でございます。

次に、9ページでございます。

第10の2の(8)の項目でございます。表示に関してなんですが、表示の誤記や漏れなどによります自主回収事例というのが大変多いということでございます。先ほども説明がございましたが、こういうことから、食品表示制度につきまして理解を深め、事業所内で適正表示を推進するため、食品製造業者等に対して講習会を開催しまして人材育成を支援する。こういう項目を新たに設けております。

その他、軽微な文言の修正等を行っております。

以上、大まかに、改正されたところとか追加された部分について説明させていただきましたが、本計画案につきましては2月1日から、広く県民の方からの御意見を伺うためにパブリックコメントを実施することとしております。

以上でございます。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ただいまの資料の説明、平成25年度栃木県食品衛生監視指導計画案につきまして、御意見等ございますか。

はいどうぞ、久保委員お願いします。

(久保委員)

ノロウイルスの食中毒が非常に多いんです。私は静岡県の食中毒委員をやらせていただいておりますが、あそこは、ある一定の基準に達しますと食中毒警報を出しているんです。このシーズンを見てみると、割合、その効果があったのかなと思っております。栃木県はそういうことを何かお考えですか。

(田辺生活衛生課長)

昭和の時代に検討したことがあったんですけども、いまだ成果は出ておりません。食中毒警報というよりも、今年のノロウイルスの傾向については、6年前の平成18年に次ぐ発生率だということで、非常に警戒していたのですけれども、栃木県におきましてはノロウイルスの食中毒の発生については、12月と11月の発生件数は、県内で3件でございます。6年前の平成18年11月と12月は11件でございます。その後、毎年11月と12月は2、3件で推移しておりまして、今年も同じく推移しております。25年1月になってもいまだに発生ゼロということです。ノロウイルスについては、栃木県は特にカキ、宮城県の特定の湾から出たノロウイルスの食中毒が多かったということが過去にございまして、そんな経験からかなり業界のほうで注意もされておりますし、我々も注意喚起をしたり、監視指導を行って、かなり強力な指導をしております。そういう経緯がありまして、食中毒の発生率が今は少ないのかなと、当課では判断しております。そんなことから、意外と栃木県では発生は少ないという状況でございます。

(石井会長)

久保委員、よろしゅうございますか。

(久保委員)

それからもう一つよろしいですか。先ほど長尾委員のほうから指摘があった県と宇都宮市。私は食品衛生行政というのは広域行政だと思っていますので、当然一体化してやる必要があるだろうと思います。例えば私は栃木県の委員をやらせていただいているのと同時に、宇都宮市の委員をやらせていただいています。自主衛生管理認証制度、ここにも出ていますがハサップの推進。これは初めは別々にやっていたので、おかしいんじゃないかということで一体化するようになった。今後もそういう話し合いをぜひ行って、食品衛生行政一体化ということで、表示も含めてやっていただければと思っています。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

ほかにございますか。

どうぞ、竹内委員。

(竹内委員)

情報の共有及び意見の交換のリスクコミュニケーションの問題で、この間、私どもは県くらし安全安心課から委託を受けまして、放射能問題で20会場の学習会を行っているわけです。初めは18会場だったんですけれども、要望が多くてあと2会場を増やそうかということで、ほぼ2,000名近い方にお集まりいただいたというふうに思います。もう一年以上経っていても、基本的な知識、そういうところがなかなか情報としては流れていないし、県がやっていращやる検査の問題についても情報が全く流れていないという状況があるわけです。ですから、広く県民を対象とするというのもいいんですけれども、やはりきめ細かく消費者にそういうリスクコミュニケーションをやっていくということがすごく大事だと思います。今、栄養士の先生がおっしゃったように、やはりいろんなところで協力を得ながらやっていくことがすごく大切なのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

県のほうから、リスクコミュニケーションをしっかりとという竹内委員の御指摘でございますが、何かございますか。

(田辺生活衛生課長)

生活衛生課です。

今のリスコミの重要性については大変よく認識しております。特に、昨年、生協さんが事務局になっている「とちぎ食の安全ネットワーク」と一緒に那須塩原市で行ったリスコミでは、放射性物質についての県北の方々の意識が大変強いことを肌で実感してきたわけでございます。

去年行いました那須塩原市でのリスコミの中で数百の質問が出ましたけれども、絞りましたら75の項目になりましたので、それについて関係課や有識者の方々の御意見を頂戴しながら回答をつくりました。今、原案はほとんどできておまして、2月中には県のホームページでそれをアップしたいと考えております。

(石井会長)

どうもありがとうございました。

今、県北のほうでは、県からいよいよ除染の補助を本格的に進めていただけるということで、大変期待をしておられますので、ぜひそこも含めてリスクコミュニケーションを、特に放射能の問題については、また2月中には、質問に対する回答をホームページ上にアップしていただけるということでございますので、あわせてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

司会の不手際で時間がもう参っておりますので、最後に中村副会長さんからまとめのお話を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

(中村副会長)

まとめというより私の感想でございますけれども、今日の会議は食品の表示ということにかなり焦点

が絞られておりました。それに関して少し気づいたというか。

先々週、薬の販売に関する最高裁判所の判決が出たというのがかなりマスコミで取り上げられました。要するに医師の処方箋が必要ない薬について、それまでは厚生労働省の省令でインターネット販売を一律禁止しておりました。その一律禁止がだめだという最高裁判所の判決でございました。現在はもう、その判決を受けてインターネット販売が再開されているような状況でございます。それにつきまして実は私、その後厚生労働省のほうから呼ばれて、本当に全面解禁でいいかどうか、安全性について問題がないかどうかということで今いろいろと議論を進めているような最中でございます。

皆さん方、お帰りになりましたらごらんになっていただければと思うんですが、実際にインターネット販売しているサイトをのぞくと、薬というのは私が申し上げるまでもなく、食品よりずっと、使い方を間違えると健康上の大きな問題があります。もちろん食品も、お手元の新聞記事のようにアレルギーなんかで命にかかわるなんていうことがありますけれども、薬のほうはずっと危ないというのは御理解いただけたと思います。ネットを見ますと、例えばこういう飲み方をしましょうとか、こういう人は飲んではいけませんよと書いているんですけども、あれを本当に読んでいるかという話になると、まず読んでいないんです。皆さん方、例えばネットの上からアプリケーションをダウンロードするときに、同意書というのがあって、本当はそれを全部読んで、わかりましたということでクリックしてダウンロードするんですが、多くの場合は儀式みたいに、同意しますというところをクリックすればいいんだろうみたいな感じでやっているのが現状だと思います。私もそうです。

そういう意味で、薬でもそういう形で、ネットの上には書いてあるけれども読んでいないのが現状だろう。その辺のところはどう安全性を保つかというのを今後検討しなきゃいけないよね、ということでいろいろ話をしているんですけども。

きょう、ハウス食品の櫻井課長さんのお話の中で、いろんな法律によって表示にはこんなものがあります、こんなものがありますという実例をお見せいただいたんですけど、いろんな法律で網がかかるといのは省庁の縦割り行政の、ある意味で象徴みたいなものなんですけど、それを一元化するというのはとてもいい話だと思います。ただ、そのときに、最終的にそれは誰のためなのかという話になると、それは消費者のためだということです。現実問題として、そういった表示が消費者はきちっと理解できているのか。極端な話、現在の賞味期限と消費期限がどう違うのかというのをきちんと理解できている人は、一般の人でそんなにいないと思うんです。その期限の中で食べばいいかということで、現実問題としてはそんなに変な方向には行っていないんですけども。

そういう意味で、表示をきちんとするとともに、まず消費者自身が賢くならなければいけない。これは何を言っているのかということきちんと理解するようにしなければいけない。我々も含めて、業界の人間はそういったことを一般の消費者に普及啓発するようなお手伝いというようなことが必要じゃないかなというのが、きょうの私の感想でございます。普及啓発の中でわかりやすい簡易な表示あるいは一元化された表示なんていうものも当然必要です。そうなった暁に、この辺が本当に重要なんだよということきちんと伝えていきたいなと思っております。

すみません、変な話でしたけど、私の本日の会議の内容を受けての感想でございました。どうもありがとうございました。

(石井会長)

ありがとうございました。

大変申しわけありません。時間が大分超過してまいりましたので、本日の議事のほうはこれで終了させていただきますと思います。

本日の会議は、2年間の任期中の最後の会議と聞いております。特に、最後に一言ずつ、公募委員のお二人の方から御感想を賜りたいと思っております。

平野委員からよろしく申し上げます。

(平野委員)

それぞれ専門の立場から専門的な分野についてお話しいただけて、私も消費者の一人として大変勉強になりました。色々な自分の思いをこの場でお伝えできるかなと思いましたが、それ以前に、実態はこうなっているのか、こういう角度から見るとこうなんだというようなことで学ばせていただくことが多く、自分の思いをというところまでいきませんでした。また、一回だけ発言させていただきまして、あれで本当によかったのかなという反省点もありますが、今後また別な分野でお手伝いできるのであればしたいなというふうに思っています。多岐にわたり、ありがとうございました。

(石井会長)

どうもありがとうございました。もう一方の守友委員はきょう御欠席ということでございますので、平野委員に総括していただきました。本当にありがとうございます。

それでは今日は最後ということでございますので、私は、会長を仰せつかっております石井でございますが、委員を代表して御挨拶を、最後に簡単にさせていただきたいと思っております。

本日は、とちぎ食の安全・安心推進会議も第13回ということで、有益な特別講演、御講義もいただきまして、私たちの認識はさらに深まってまいりました。委員の皆様からも御指摘いただきましたように、課題はたくさんございます。また現代社会の中でもわからないようなウイルスだとか、化学物質がいろんな形で混在しまして、水も含めて新たな問題が発生するなど、変化のときを迎えている現代社会だと思います。そういう中でとちぎ食の安全・安心推進会議の果たす役割はますます重要だという認識をしております。委員の皆様には2年間、御指導・御鞭撻を賜りまして本当にありがとうございました。これからも推進会議は続いてまいりますので、いろんな形でまた御指導を賜りたいと思っております。どうも本日はありがとうございました。

(佐藤生活衛生課課長補佐)

石井会長様、大変お疲れさまでした。委員の皆様には本日も大変貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。また会長さんのお話にもございましたように、委員の皆様には2年間にわたり御出席をいただきまして御礼を申し上げます。

以上をもちまして、第13回とちぎ食の安全・安心推進会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。